

多摩川住宅地区に関する都市計画の案の縦覧（17条縦覧）及び意見書の提出について

●概要

都市計画法第17条には、都市計画を決定しようとするときはその旨を公告し、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から二週間公衆の縦覧に供しなければならず、その公告があつたときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、市町村に意見書を提出することができるものと規定されています。

今回、多摩川住宅地区地区計画の変更に係る都市計画の案を作成いたしましたので、縦覧及び意見書の提出について二週間を期間として実施いたします。

●対象都市計画の案及び実施期間

- ・調布都市計画地区計画多摩川住宅地区地区計画の変更

◎縦覧の期間：令和7年1月6日(月)～1月20日(月)

◎意見書の提出期間：令和7年1月6日(月)～1月20日(月)

いずれも土・日曜日・祝日を除きます。

縦覧・意見書受付時間：午前8時30分から午後5時まで

縦覧場所：調布市まちづくり推進課(市役所7階)

(注) 同様の都市計画の案について、狛江市都市建設部まちづくり推進課(狛江市役所5階)でも縦覧を行っています。

意見書の提出先：調布市まちづくり推進課(市役所7階)

●意見書を提出できる方

意見書を提出できる方は以下の対象者となります。

- (1) 調布市民及び都市計画の案に係る利害関係人

●意見書の提出方法

意見書を提出される方は、以下の各号に掲げる事項を記載した意見書をご提出ください。書式は自由ですが、必ず書面により窓口へ持参又は郵送（当日消印有効）にてご提出ください。

- (1) 提出者の氏名または名称、住所又は所在地及び電話番号に並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 都市計画の案の名称
- (3) 意見及びその理由